

# 承 諾 書

下記場所における給水装置工事により布設する水道施設<sup>※</sup>及び給水装置の譲渡、維持管理及び使用について、次の事項について承諾する。

※水道施設とは配水管及び配水管に付属する施設（仕切弁等）をいう。

設 置 場 所	志摩市 阿 児 町 鵜 方 3 0 9 8 番 地 2 2
---------	-------------------------------

1. 布設された水道施設については、工事竣工後志摩市に無償譲渡し、その敷地は水道施設の存続中、市の無償使用を承諾する。
2. 志摩市は、水道施設の無償譲渡を受けた日から当該施設の維持管理を行う。
3. 水道の使用者又は管理人若しくは給水装置所有者は、給水装置の維持管理を適切に行う。
4. 給水装置を申請者が移設または撤去する場合は、配水管分水サドル止めを原則とし、撤去費用は申請者が負担する。
5. 水道料金算定のために行うメーターの検針、検定期限に到達するメーターの交換作業、志摩市が維持管理する範囲内<sup>※</sup>の作業及び修繕工事等において敷地内に立ち入ることが必要と認められる場合に市職員及びその委託を受けた検針員や作業員が敷地内に立ち入り、作業及び修繕工事等を行うことについて承諾する。  
※給水装置のうち、配水管分岐部からメーター（または仕切弁）まで
6. 土地、家屋、給水装置の売却、譲渡等による所有者・使用者等の変更があった場合は、本承諾書について周知、承継し疑義が生じた場合には自らの責任において解決します。

令和 ○年 ○月 ○日

(宛先) 志摩市水道事業  
志 摩 市 長

(申請者)

住 所 志摩市阿児町鵜方3098番地22

氏 名 志摩 太郎

印